

平成27年(ワ)第76号
原告
被告 今治市

準備書面(5)

2016年1月13日

松山地方裁判所今治支部 御中

原告

被告答弁書の「第3 被告の主張」(1～3)への反論(1)及び求釈明
— 被告の主張に事実の基礎を欠く事実誤認、理由不備・齟齬があること —

第1 答弁書の「第3 被告の主張」(1～3)への反論

1 「1 今治市における教育委員会の公開」に対する反論

被告は、答弁書の「1 今治市における教育委員会の公開」で、今治市教育委員会会議規則については、下記のように主張する。

地方教育行政の組織及び運営に関する法律(昭和31年法律第162号。以下「法」という。)第13条第6項(平成26年8月当時)に教育委員会の会議(以下「会議」という。)は公開すると規定されている。また、法第15条(平成26年8月当時)において、「この法律に定めるもののほか、教育委員会の会議その他教育委員会の議事の運営に関し必要な事項は、教育委員会規則で定める。」と規定している。同条の規定は、会議について、法で若干の事項について規定し、その他は教育委員会の自主的判断に委ね、教育委員会規則で定めるものとした規定であり、このことは、いちいち法律で律することを避け、それぞれの教育委員会の実情に相応する適切な会議の運営を期待したものと解されている(第三次新訂逐条解説地方教育行政の組織及び運営に関する法律144ページから145ページ 乙第1号証)。

今治市教育委員会では、同法の規定を受け、今治市教育委員会会議規則（平成17年教育委員会規則第2号。乙第2号証）を定めており、平成26年8月時点においては、同規則において、会議を傍聴するには委員長の許可を得ること及び傍聴の手続、傍聴人の守るべき事項その他傍聴に必要な事項は、別に定める旨（第12条）を規定していた。（2頁）

今治市教育委員会が、自主的判断で今治市教育委員会会議規則を定める際、まったく自由勝手に規定を定めることができるのではない。

憲法第98条の「この憲法は、国の最高法規であつて、その条規に反する法律、命令、詔勅及び国務に関するその他の行為の全部又は一部は、その効力を有しない」との規定及び憲法第99条の「天皇又は摂政及び国務大臣、国会議員、裁判官その他の公務員は、この憲法を尊重し擁護する義務を負ふ」との規定を受けることはいうまでもない。

さらには、訴状で述べた、次のことが極めて重要である。

憲法前文に、「国政は、国民の厳粛な信託によるものであつて、その権威は国民に由来し、その権力は国民の代表者がこれを行使し、その福利は国民がこれを享受する。これは人類普遍の原理であり、この憲法は、かかる原理に基くものである。われらは、これに反する一切の憲法、法令及び詔勅を排除する。」と主権者の福利（利益・権利）と行政の「権力の行使」（権限）との関係の原理を謳っている。

このことを、杉原泰雄（憲法学者・一橋大学名誉教授）は、『憲法で認められた権限』として（「授権規範」・「制限規範」としての憲法として）解釈運用が不可欠であり、「統治権の権利主体は主権者であつて、国会・内閣・裁判所等現実の公権力担当者は、憲法で認められている権能だけを『権利』（自己の利益のために行使できる法的な力）としてではなく、主権者の利益のために行使しなければならない『権限』（自己の利益のためには行使できない法的な力）として、憲法の定める方法（手続と条件）に従つてのみ行使することができる、とする立憲主義についての通常理解の仕方をいう。」（『憲法と公教育—「教育権の独立」を求めて—』93頁）と解説している。

北海道旭川学力テスト最高裁大法廷判決（1976年5月21日 判例時報814号33頁）は、憲法26条の規定の解釈のなかで、「子どもの教育は、教育を施す者の支配的権能ではなく、何よりもまず、子どもの学習をする権利に対応し、その充足をはかりうる立場にある者の責務に属するものとしてとらえられているのである。」と判示しているのも、この憲法原理の「授権規範」に基づく行政の「権限」と主権者の「権利」を踏まえたものである。

つまり、今治市教委の「権限の行使」は、主権者である住民から信託されたものであり、その「権限」は、主権者たる住民の利益を保障するために、憲法など

が定める手続きに従って行使しなければならない。

この基本的な認識が前記被告主張に欠落している。そして、さらに、次の被告の主張及び教育委員会会議傍聴規則に端的に現れている。

この教育委員会会議傍聴規則においては、平成26年8月時点では、傍聴の手続(第2条)、傍聴できないもの(第3条)、傍聴人数の制限(第4条)、傍聴人の行為の制限(第5条)、傍聴人の退場(第6条)を規定していた。

個々の会議の開催日時、開催場所、議事項目、会議の公開の有無、及び傍聴受付時間等の細かな取り決めについては、会議の1週間前までに決定のうえ、ホームページにおいて市民等に周知を行っている。

このホームページ上での周知において、傍聴の受付について、指定した時間までに受付を行い整理券を受け取ること、指定した時間までに整理券を受け取っていない者は傍聴できないことも併せて記載している。

なお、通常の会議の傍聴受付の締切りは、会議の開始時間までとしているが、教科書採択を行う会議等市民等の関心が高く、あらかじめ傍聴希望者が多数集まることが予想される場合については、傍聴人の抽選及び決定の時間を確保するため、傍聴受付の締切りを会議開始の10分前までとし、ホームページにもその旨明記している。

以上の被告の主張及び教育委員会会議傍聴規則は、今治市教委の「権限の行使」は、主権者である住民から信託されたものであり、その「権限」は、主権者たる住民の利益を保障するために、憲法などが定める手続きに従って行使しなければならないとの認識に反している。つまり、被告の主張は、事実の基礎を欠く事実誤認、理由不備・齟齬がある。

なお、その認識が具体的にどのように欠落し、事実の基礎を欠く事実誤認、理由不備・齟齬があるかについては、本件と直接的にかかわることではないので、ここでは省略し、そのことが、本件傍聴受付拒否行為の背景となっていることを指摘するだけにしておく。

2 「2 過去の教育委員会傍聴における混乱」に対する反論

答弁書の「2 過去の教育委員会傍聴における混乱」において、「この取扱いは、平成23年8月30日に開催した会議(以下「平成23年会議」という。)において、傍聴席の数をはるかに上回る傍聴希望者が集まり、会議の開催が予定時間から大幅に遅れたことを受けに対処である」(3頁)と述べ、「傍聴席10席に対し、65名の傍聴希望者が集まり、受付は混乱し、傍聴者の抽選及び傍聴に際しての注意事項の説明を行うだけで

相当な時間を要した」と主張する。しかしながら、この主張には、事実の基礎を欠く事実誤認、理由不備・齟齬がある。

たとえば、「混乱」との文言であるが、傍聴席10席に対し、65名の傍聴希望者が集まったという事実と「受付の混乱」とは、直接の関係がなく、そのことが、「混乱」の主たる要因とする認識に基づき書かれている。

つまり、「午後1時30分開会予定であったものが、午後1時48分まで開会できなかった」ことを「混乱」と表現したのであるが、開始時間が、18分遅れた主たる要因は、受付及び抽選手続き並びに説明を行った担当者らの不手際(一列に並ばしての抽選手続きなど)ないし準備不足と傍聴席を10席と制限することにある。

今年度(2015)の8月28日に開催された中学校用教科書採択のための会議では、傍聴希望者が、2011年よりも少なかったこともあるが、スムーズに(混乱なく)ことは進み予定の時刻に会議が始まっている。また、この時、傍聴席を20席、抽選に外れたものは、ロビーにあるモニターで採択審議を視聴できるなどなど住民に開かれた委員会会議になっている。つまり、「混乱」とする18分の会議開始時間の遅れは、必要以上に、傍聴を制限したり、そのための過剰な手続きが、それを引き起こしたのである。

以上のように、被告の主張には、事実の基礎を欠く事実誤認、理由不備・齟齬がある。

3 「3 本件会議における傍聴」に対する反論

答弁書の「3 本件会議における傍聴」で、「平成20年3月29日の教育委員会の会議(以下「本件会議」という。)は、市内の小学校において、平成27年度から4年間使用される教科書の採択を行う会議であつた。本件会議においても、平成23年度会議と同様に、多数の傍聴希望者が集まることあらかじめ想定された」(3頁)と述べている。しかし、この「想定」は、事実誤認がある。

教科書の採択一般に人々(住民)の関心があるのではない。

日本の歴史教科書は自虐的であると、歴史修正主義を掲げるいわゆる右翼団体や知識人などが集まり、新しい歴史教科書をつくる会を結成し、同会が主導的に編纂した「新しい歴史教科書」が、政治介入により、文部省検定に合格し、2001年度の中学校用教科書採択の対象となる事態が起こり、同教科書の採択をめぐる人々の関心が高まったからである。

つまり、同教科書は、歴史事実に基づかないまま、自国を誇大妄想的に賛美し、近代日本国家がアジア・太平洋の地域・国々に対して行った侵略・植民地支配の歴史を肯定・正当化する立場の歴史認識がベースとなる教科書であるとの人々の問題意識が、中学校用教科書採択に人々が関心を持つようになったことが、その要因である。

ゆえに、前記した被告答弁書(2 過去の教育委員会傍聴における混乱)にあるように、2011(平成23)年8月30日に行われた中学校用教科書の採択の傍聴希望者65名に対して、本件会議の小学校用教科書の採択に関しては、原告を含めて5名という

数が、そのことを示している。このことは、今治市教育委員会が、自ら持っている過去の会議録を確認すれば、おのずと分かることである。つまり、教科書採択一般への関心ではなく、中学校用歴史教科書の採択への関心であるから、小学校用教科書の採択に対しての人々の関心は、高くなく、ゆえに、傍聴を希望する住民が多数集まるということはない。

よって、前記の被告の答弁書にある「想定」は、事実の基礎を欠く事実誤認、理由不備・齟齬がある。

答弁書の「3 本件会議における傍聴」の4頁で、本件会議及び傍聴に関することを主張する。しかし、先に「『1 今治市における教育委員会の公開』に対する反論」で述べたように、今治市教委の「権限の行使」は、主権者である住民から信託されたものであり、その「権限」は、主権者たる住民の利益を保障するために、憲法などが定める手続きに従って行使しなければならないとの認識が、まったく欠落している。

地教行法の立案者の木田宏(当時初等中等教育局地方課長、元文部事務次官)は、『第三次逐条新訂解説 地方教育行政の組織及び運営に関する法律』(第一法規株式会社、2003年版 57頁)において、教育委員会の会議(以下「委員会会議」という。)の公開原則とした目的を、「教育委員会が地域住民に対して積極的に情報提供を行い、教育委員会としての説明責任を果たすとともに、地域住民の教育行政に関する理解と協力を得る観点から、新たに第六項と第七項を規定し、教育委員会の会議は原則として公開とすることとしたものである」との解説している。

「教育委員会が地域住民に対して積極的に情報提供を行い、教育委員会としての説明責任を果たすとともに、地域住民の教育行政に関する理解と協力を得る観点から、教育委員会の会議は原則として公開とすることとした」のであれば、「積極的に情報提供」「説明責任を果たす」「地域住民の教育行政に関する理解と協力を得る」ための教育委員会会議に一人でも多くの住民に傍聴に来てもらうように、会議の「日時、場所」を市民に広く、早く伝える必要があり、多くの市民が傍聴できるように傍聴席を用意する必要がある。

ところが、会議の「日時、場所」の告知は、「会議開催の1週間前にホームページに掲載」しただけで、しかも、傍聴席は10席で、これを越えると抽選となるということである。「教育委員会が地域住民に対して積極的に情報提供を行い、教育委員会としての説明責任を果たすとともに、地域住民の教育行政に関する理解と協力を得る観点から、教育委員会の会議は原則として公開とすることとした」ということと、前記の現実とには、大きな隔たりがある。

つまり、被告の主張は、教育委員会を公開とする本来の目的とはかけ離れた現実、つまり、一人でも多くの住民が傍聴できるようにとの環境を整備するための措置を怠っていることを証明する主張である。

以上のように被告の主張には、事実の基礎を欠く事実誤認、理由不備・齟齬がある。

第2 求釈明

2000年から2009年の間に行われた教科書採択の審議が行われた今治市教育委員会の会議における傍聴席数と傍聴希望者の数を明らかにすることを今治市教育委員会に求める。

結語

以上のように、答弁書の「第3 被告の主張」(1～3)には、事実の基礎を欠く事実誤認、理由不備・齟齬があり、失当である。

以上